

山口県報

令和6年
8月9日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

解除予定保安林(萩市)(森林整備課).....

保安林予定森林(森林整備課).....

○公告

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....

公共測量の実施(四件)(監理課).....



山口県告示第二百三十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字椿東字如意ヶ岳一〇四六八の三〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び干害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市菊川町大字上保木字横尾三六九から三七二まで、字湯谷一〇三八五
美祢市東厚保町川東字上ヶ原一二二の二、一〇四九七、一一九五七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市菊川町大字上保木字横尾三七〇・三七一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三七二、字湯谷一〇三八五(次の図に示す部分に限る。)
美祢市東厚保町川東字上ヶ原一二二の二・一〇四九七・一一九五七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(一四二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営名舟地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和六年六月五日

(一四三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び地形測量)

二 作業の地域

萩市大字下田万

三 作業の期間

令和六年四月二十九日から同年九月二日まで

(一四四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国農政局南周防農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

熊毛郡田布施町大字上田布施及び大字下田布施

三 作業の期間

令和六年五月二十七日から令和七年二月二十八日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

柳井市伊陸

三 作業の期間

令和六年六月二十四日から令和七年二月二十八日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

柳井市伊陸

三 作業の期間

令和六年六月二十四日から令和七年二月二十八日まで

(一四五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、広島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

二 作業の地域

柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

町

三 作業の期間

令和六年五月三十一日から令和七年三月十四日まで

(一四六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年八月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及びUAVレーザー測量）

二 作業の地域

長門市三隅中

三 作業の期間

令和六年六月十七日から同年十一月二十九日まで

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

長門市仙崎、東深川及び三隅下

三 作業の期間

令和六年六月二十四日から同年十一月二十九日まで

令和六年八月九日印刷
令和六年八月九日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事